

令和 2 年

# 第 4 回教育委員会会議録

(開会 令和 2 年 3 月 26 日)

(閉会 令和 2 年 3 月 26 日)

岐阜県可児市教育委員会

令和2年3月26日午後2時00分開会

会場：市役所5階第2委員会室

### 出席委員

竈橋義朗君（教育長）

生駒隆昌君（教育委員）

伊藤小百合君（教育委員）

丹羽千明君（教育委員）

小栗照代君（教育委員）

### 説明のために出席した者

瀨瀬新吾君（事務局長）

石原雅行君（教育総務課長）

奥村恒也君（学校教育課長）

玉野貴裕君（学校給食センター所長）

堀田 誠君（教育研究所主任指導主事）

小川隆行君（学校教育課指導主事）

河地直樹（こども課長）

### 出席委員会事務局職員

服部賢介君（教育総務課総務係長）

圓藤 亨君（教育総務課総務係）

### 日程及び審議結果

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 教育委員報告

5 議 事

①議案第11号 可児市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について（原案可決）

②議案第12号 可児市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について（原案可決）

③議案第13号 可児市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について（原案可決）

④議案第14号 可児市スマイリングルーム設置規則の一部を改正する規則の制定について（原案可決）

⑤議案第15号 可児市心の電話相談室設置規則の一部を改正する規則の制定について（原案可決）

6 報告事項

①令和2年度のキッズクラブ入室申込状況について

7 各課所管事項

8 委員からの提案協議事項

9 その他

10 閉 会

### 開会の宣告

- **教育長（笹橋義朗君）** それでは、時間になりましたので、第4回教育委員会会議を開催させていただきます。

新型コロナウイルスの関係で、学校は御承知のように今日まで休校ということで、あしたから春休みに入ることになります。この間の出来事、これからのことについては、また後で御説明があると思いますけれども、皆さん、大変御心配をかけております。

また、可児市だけで見れば、新たな展開になってきましたので、各課のこれからの予定が動き始める可能性がありますので、皆さんにも御承知願って、それぞれの周辺の方々から質問をされたら、今日御説明しますので、その辺のところをお伝え願えるとありがたいなというふうに思います。

それでは、開催をさせていただきますが、定足数につきましては、全員参加ですので、法第14条3項に基づいて、この会議は成立するということを宣言させていただきます。

### 前回会議録の承認

- **教育長（笹橋義朗君）** 次に、前回会議録の承認であります。
- **教育総務課長（石原雅行君）** 変更はございません。
- **教育長（笹橋義朗君）** 2月の第2回と3月の臨時会について変更なしということですので、よろしくをお願いします。

### 教育長報告

- **教育長（笹橋義朗君）** 教育長報告として、3月の定例議会が行われました。これについては、また局長のほうから話があると思います。

2月22日、23日と小・中の美術展が行われました。例年どおり多く参加の中でアールで開催されました。子供たちの作品として、それぞれの学年のそれぞれの特色が出て、大変楽しく見せていただきました。

それから、教職員の人事異動については、新聞発表が27日の朝です。若干説明はまた後でさせていただきますので、よろしくをお願いします。

卒業式、小・中については、これも後で報告してもらえるとということで、今回は私たちも参加しませんでしたので、様子を聞きたいというふうに思います。

### 教育委員報告

- **教育長（笹橋義朗君）** では、教育委員報告ということで、生駒委員をお願いします。
- **教育委員（生駒隆昌君）** こんにちは。

新型コロナウイルスで日常の生活が全く変わってしまったという、子供たちも我々もですが、そういった状況の中で、学校を休業している子供たちの生活のことを、ちょっと保護者の方に聞いてみたんですけど、人それぞれではあると思いますが、家庭内では学習の時間をつくったり、メリハリをつけるような工夫をしているというようなお話を聞きました。ただ、友達とは遊べないし、外へも行けないということで、子供たちの中

でもやっぱりストレスみたいなものはあるようなことは言ってみえました。

また、卒業式、本日は終業式でしたけど、それについてもちょっと御意見を聞いたんですけど、終業式に当たって各学校でまちまちではあると思いますが、保護者の方と児童と一緒に成績表をもらえる学校に行って、出席番号順であったり、いろんな形を取ってみえるそうですが、先生と5分程度お話をして成績表を頂くというようなスタイルを取ってみえる学校もあって、その中で、やっぱり先生から直接お言葉を頂いて、今年はこんなふうに頑張ったねということを書いていただくと、そういう機会をつくってもらって、逆に今回はよかったですというようなことも聞いております。

また、中学生になると、各生徒が学校から出席番号順でありまして、直接先生に会って一人一人頂くというようなスタイルを取ってみえる学校もあります。そういう中では、やっぱり先生と少し離れてはいたんですけど、その中で何日かぶりに会って、声をかけてもらって、成績表をもらうということによかったねというようなことを言ってみえる生徒もあったので、それはそれなりに、この休業期間は長かったですが、子供たちも先生方も距離を取っているいろんなことを学べる時間があったんじゃないかなというふうに感じました。

ただ、これから4月になって新学期というような話もありますが、そういう中で、なかなか学校へ行けないとか、ふだんの生活に戻れないという子も出てくるとは思いますので、そういうところに目を配っていただいて、カウンセリングだとか、相談をする窓口をつくっていただくとか、そういったことで子供たちのさらなるケアをしていただかなきゃいけないような時期になっているというふうに思います。

うちの近くにも公園がありますが、元気に子供たちは遊んでいます。そういう姿を見ると、ちょっと落ち着くような雰囲気がありますので、早く平常に戻って、学校へランドセルを背負って行く子供たちの姿を見たいなというふうに思います。以上です。

○ **教育委員（伊藤小百合君）** こんにちは。よろしくお願いいたします

2月22日に小・中の美術展のほうに見に行ってきました。こちらのほうは、どの作品も丁寧に取り組がされていて、特に特別支援の切り絵とかは、非常に細かくて、集中力が欠かせないような作品に出来上がって、すばらしいなというのを特に感じました。

あと、26日の水曜日にこども発達支援のくれよんの運営委員会がありまして、令和元年度の事業実績報告がありました。その中で、年長や年中を対象に月3回1時間程度なんですけど、めぐみ保育園と交流保育を行っているという話がありまして、めぐみ保育園のほうの園長先生のお話で、健常児の子供たちが成長したというお話があったそうで、そうしたくれよんに通っている子供も、今度は園に入っていった子がいるんですけど、園に入るに当たって、ある程度スムーズに保育園のほうでの生活ができているということで、今後も続けていきたいという話がありました。

あとは、保護者としてなんですけれども、3月6日に広陵中の卒業式、そして昨日、帷子小学校の卒業式に出席してきました。先ほども言われましたけれども、もしかしたら学校で若干違いがあるかもしれないんですけど、保護者1人で在校生は送辞があったので1人来ていましたけど、簡素な感じだったんですけど、みんなマスクをしていましたので、中学校の場合は、国歌は聞いているだけで、校歌はマスクをしていますけど、歌うことができました。卒業生の代表として、中学校は3クラスあったんですけど、各

クラス代表が1人ずつ卒業証書をもって、合唱も一応マスクをした状態で歌うことができ、あと学級活動も短目でしたけど行うことができ、みんな久しぶりに顔を見たということで、大変喜んでいました。

昨日の小学校の卒業式は、うちの子はたまたま指揮をやることになっていまして、朝、ちょっと早目に来てほしいと、前日に先生から連絡をもらって出ていったんですけど、練習をした後に、全体の卒業式の練習をする前に、教育委員会のほうから歌は歌わないようにという指示があったそうで、それは私たちは体育館に入ってから知らされたんですけど、成り行きもありますので仕方がなかったんですけども、でも、先ほどの中学校と一緒に、小学校は2クラスでそれぞれ、小学校の場合は一番最初の子と一番最後の子がそれぞれ証書を頂きまして、たまたま6年生を送る会のときに、まだ練習途中だったんですけども、先生方が最後に6年生だけ残して、ビデオを撮ってあったんで、それを体育館の後ろにプロジェクターで映し出してもらって、それを一応聞くことができたので、普通だったらちょっとあれだったんですけど、でも卒業式をやっていたただけでも、本当にありがたかったなあと思って感謝しています。以上です。

○ **教育委員（丹羽千明君）** よろしくお願ひします。

先月、コロナウイルスの感染症については人ごとのような面もあったんですけど、クルーズ船も校区外ということで、そう感じていたんですが、可児市で実際感染者が出たということで、大変深刻な事態であると思います。

やはり生駒委員も言われたように、この休みの期間、コロナ鬱という言葉もありますので、子供のケアはしっかりしていかないといけないなと思います。

私が一つ目撃したのが、広場で中学生が5人ぐらい自転車で話をしていたところ、お年寄りの方が、そんなところで何やっておるとということで、きつく叱っていたところを見たんですけども、家ばかりにもいられないし、時間帯もあれかもしれませんけれども、それを叱るのも、決まりがないので、大人としてはそういうふう感じて、家でじっとしておれというようなことを言いたかったんだと思うんですけども、中学生をかばえなかったので、申し訳なかったなというところに出くわしました。

それから、卒業式に関しましては、蘇南中学の保護者の方に伺ったんですが、すごく感動的でやっていただいたことが本当にありがたかったし、子供たちの思い出になりましたということでありました。蘇南中学は、昨年でもいっぱいいっぱい入れないというような、在校生と保護者も増えていきますし、来賓も50人近く見えるということですけども、これを機に来賓とか在校生、そのあたりをまた来年どうしたらいいかということのきっかけにもなるかなあと思いました。

それから、2月17日に幼保小連携推進協議会がございまして、出ささせていただきました。こういった体制はしっかりできておりますけど、まだまだ機能としては不十分なところもあるかなと感じました。

また、外国籍の子供たちは、フレビアのひよこ教室等で勉強しておりますが、それはごく少数でして、その人たちへのケアがまた必要かなと思いました。

また、できるといいねという小学校に上がるまでにこんなことができたらいいなというのと、小学校に入ったらこんなことができたらいいなというのが改定されて、今度皆さんに配られるということでしたので、また見ていただきたいと思います。以上です。

○ **教育委員（小栗照代君）** こんにちは。お願いします。

ちょうどコロナのお休みになるときに、可児市は半日ほかのところよりも学校に行って、先生方とちゃんと最後のお話ができるようにということで考えていただいて、ちょうどその日にたまたま東明小学校の先生とお話する機会があったので、子供たちの様子をお伺いしましたら、休みになるので、子供たちはもちろん喜んでいたそうなんですけれども、やはり最後にちゃんと友達同士とか先生方ともお話しする機会を与えていただいてよかったというような感想を頂きました。

昨日ですけど、卒業式で、本来ですとお伺いさせていただかなければいけないところをお休みさせていただいたんですが、皆さん、保護者の方が車でたくさん来ていらっしやって、御参加された方にもお話をお伺いしましたら、卒業式をやっていたいただいてよかったわというような感想を頂きました。

ただ、先ほどもありましたように、可児市でもいよいよ感染の方も出てきましたし、これからどんどん広がっていく可能性もあるので、今後の対策をやっぴり考えていかなきゃいけないなというのは痛切に思っているところです。以上です。

○ **教育長（竈橋義朗君）** ありがとうございます。

来賓がなしということですが、これは今回の卒業式と来るべき入学式の特別措置でありまして、やはりお世話になった来賓に、数は別として、お世話になった方々に参加していただくというのが、やっぱり区切りの式としては必要だと思うので、数の見直しは当然あると思いますけれども、それを今年どおりで、またずうっとやっていくということは考えていません。よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

## 議事

○ **教育長（竈橋義朗君）** 議事に入ります。

○ **事務局長（額瀨新吾君）** それでは、議案書の表紙をめくっていただいて、目次を御覧ください。

本日は、議案が5件となります。

議案第11号 可児市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第12号 可児市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、議案第13号 可児市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第14号 可児市スマイリングルーム設置規則の一部を改正する規則の制定について、議案第15号 可児市心の電話相談室設置規則の一部を改正する規則の制定について、以上よろしくお願いします。

○ **教育長（竈橋義朗君）** それでは、本日の議事は5件であります。

その他の児童生徒校内事故、問題行動、交通事故等の記録については、個人情報やプライバシーに関わる情報のため、会議規則第14条の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないようですので、この件については非公開として、議事の進行上、最後にいたしたいと思います。

では、議案第11号 可児市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の

一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

○ **教育総務課長（石原雅行君）** 議案書の1ページを御覧ください。

議案第11号 可児市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

可児市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和2年3月26日提出、可児市教育長 籠橋義朗。

記1. 改正理由、可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（以下「特例条例」という。）の一部改正により、特例条例制定当初「文化」として市長へ権限を移管した事務について、事務委任として位置づける必要があること等から、本規則を改正する。

2. 改正内容、新第2条、生涯学習の振興に関する事務、社会教育委員の委嘱以外の社会教育に関する事務及び家庭教育に関する事務を市長の補助機関である職員に委任する。

新第3条、図書館の設置管理等については市長権限とされることに伴い、図書館協議会委員の任命権者も市長となることから、当該規定を削る。

施行日、令和2年4月1日。

4. 改正文、以下のとおりです。

可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の議案については、2月17日と3月4日の教育委員会会議において説明させていただきまして、異議はないものとして議決を頂いたところです。

また、昨日25日に可児市議会においてこの条例の一部改正が議決されました。この条例の議決により、規則についても一部を改正し、今までと実態を変更しないように改正を今回するものです。

内容は、今までの条例の文化の中に含めていました、先ほどの生涯学習の振興に関すること、社会教育に関することと補助執行していましたが家庭教育に関することを事務委任とするものです。また、図書館法では、図書館協議会委員は教育委員会が任命するとなっていますが、今回の改正により市長の権限となり、任命権者も市長となることから、文言を削るものです。以上です。

○ **教育長（籠橋義朗君）** ただいま説明いただきました。

質問、御意見はございますでしょうか。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** 今回、図書館協議会の委員の任命に関するところが教育委員は抜けるわけですが、この図書館協議会の委員になるということはないということですかね。教育委員がその場になるということはないんですか。

○ **教育総務課長（石原雅行君）** 教育委員さんが図書館協議会委員。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** そうです。この協議会のメンバーになるということは。

○ **教育総務課長（石原雅行君）** 今まではないです。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** 今までもないんですけど、今までは任命権者ということで、その協議会自身の運営はそこに任せておくというのが実情ですが、今回それが外れるわけですから、図書館の運営について、我々の意見というものがどこまで通るかということを含めて、協議会の委員になればそれなりのがあるわけんですけど、教育

委員会から離れることによって、その部分もなくなるわけですから、子供たちの図書館活動とか、そういった部分も含めて、どういうふうに教育委員の意見が影響していくかということを考えると、市長が任命されるということですので、こういった形になるのかなということ、ちょっと。

- **教育総務課長（石原雅行君）** ちょっと図書館のほうとも一度相談してみます、その件については。今のところは想定していません。
- **教育委員（生駒隆昌君）** よろしくお願ひします、そこは。
- **教育長（籠橋義朗君）** 今、生駒委員さんが言われたのはそのとおりで、学識経験者とか教育委員じゃなくても選ぶのは誰でもいいんで、その辺は一遍図書館のほうと協議をしてもらいたいと思います。
- **教育総務課長（石原雅行君）** はい、承知しました。
- **教育長（籠橋義朗君）** ほかはよかったですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、御意見もないようですので、この件については承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ、ないようですので、承認をするということでお願ひします。

続きまして、議案第12号 可児市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について。

- **教育総務課長（石原雅行君）** 議案第12号 可児市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について。

可児市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和2年3月26日提出。可児市教育長 籠橋義朗。

記、改正理由、可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正により、図書館の設置管理等については市長権限とされることに伴い、図書館協議会委員の任命権者も市長となることから、当該文言を削る。

改正内容、第1条第12号「図書館協議会委員」を削る。

施行日、令和2年4月1日。

改正文、以下のとおり。

先ほどの11号と同じで、可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正があったということで、規則についても先ほど説明させていただいたとおり改正するというものです。以上です。

- **教育長（籠橋義朗君）** 御意見、御質問はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、この件については承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ないようですので、承認をさせていただきます。

では、議案第13号 可児市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

- **学校教育課長（奥村恒也君）** お願ひいたします。



議案書の5ページのほうをお願いします。

議案第13号 可児市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について。

可児市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和2年3月26日提出、可児市教育長 籠橋義朗。

記1. 改正理由、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に基づき、教育職員の業務量の適切な管理等について、サービスを監督する教育委員会が講ずべき措置に関する指針が国において定められたため。

2. 改正内容、新第20条、時間外在校等時間の上限方針等。

施行日、令和2年4月1日。

4. 改正文、以下のとおりとなっております。

これは、先ほどの特別措置法、給特法と申しますけれども、給特法の第7条が改正されましたので、これまで教員の働き方に対するガイドラインが示されておりました。その中に45時間、年間360時間という具体的な数字が述べられておりますが、このガイドラインが給特法の改正に伴って指針という法的根拠を持つものに格上げをされたということによって、それに乗じて各市町村教諭においても管理規則の中にそれを明確に示すという流れの中で、今回この改正を行ったものでございます。

概要としましては、改正後のところに第20条として、5ページから6ページにわたって、まず1項に1カ月の時間外在校等時間についての45時間、そして1年における時間について360時間を示してあります。

そして、第2項につきましては、特に小・中学校におきましては生徒指導等、様々な事案が突発的に生じるわけですけれども、そうしたことを勘案したときの対応としての数字、時間が示されております。これらを第20条として新規に加えてあります。よろしくをお願いします。

- **教育長（籠橋義朗君）** 以上、説明がありました。御意見、質問はございますでしょうか。
- **教育委員（生駒隆昌君）** これも働き方改革の一環ということで、要は規定時間というものをこれからはもっと重い規則のほうでやっていくということで理解させていただければよろしいですか。
- **学校教育課長（奥村恒也君）** はい、そうです。
- **教育委員（生駒隆昌君）** 国を挙げて教職員の働き方改革に向かっておるといことですので、やっぱりこういうものをなくして、もっときちっとしたものにしていかなきゃいけないなというふうに思いますので、異議はありません。
- **教育長（籠橋義朗君）** 今までは文科省等の指導とかということで、我々もそれにのっかって活動しようということでしたけれども、今度はここに規則として可児市小中学校管理規則に入ってくるということは、私たちがそれを守るようにさせなければいけないという義務になってきますので、相当これはハードルが高いので、本当に守れるというのは、多く不安を持っているわけですが、正面切って努力していかないといけなくなったということですので、皆さんまた御協力していただきたいと思っておりますし、いろいろな業務の見直しもさらにしていかなきゃいけないなあということを思っていますので、よろしくをお願いします。

ほかの御意見はございますか、これについては。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、この件については原案のとおりとして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ないようですので、原案のとおりいたします。

それでは、続きまして、議案第14号 可児市スマイリングルーム設置規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

○ **学校教育課長（奥村恒也君）** お願いいたします。

議案書の8ページのほうを御覧ください。

議案第14号 可児市スマイリングルーム設置規則の一部を改正する規則の制定について。

可児市スマイリングルーム設置規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和2年3月26日提出、可児市教育長 籠橋義朗。

記1. 改正理由、会計年度任用職員への移行に伴う委嘱に係る規則その他事業内容について、規定を整備するもの。

2. 改正内容、新第2条及び第3条、事業の内容について規定を改め、対象児童生徒について規定を追加する。

新第4条、委嘱に係る文言を削る。

3. 施行日、令和2年4月1日。

4. 改正文、以下のとおりとなっております。

新旧のほうで、改正後の第4条のところに、先ほど会計年度任用職員への移行に伴う委嘱に係る規定ということで、これまでは教育委員会が委嘱するとなっておりますが、ここについて会計年度任用職員が他の会計年度任用職員、市の他の任用職員と同様に、これは任命になりますので、委嘱という言葉を取って、学識経験を有する者とするというふうに訂正を加えているところでございます。以上でございます。

○ **教育長（籠橋義朗君）** この件についての御質問、御意見はございますか。

現状から大きく変わることはないんですね。

○ **学校教育課長（奥村恒也君）** あとはこの期に内容を整理して、記述の仕方を改めたということになりますので、内容は大きく変わっておりません。

○ **教育長（籠橋義朗君）** ほか、御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、ないようですので、この件については原案どおりとしてよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないようですので、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第15号 可児市中心の電話相談室設置規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

○ **学校教育課長（奥村恒也君）** お願いいたします。

11ページをお願いいたします。

議案第15号 可児市中心の電話相談室設置規則の一部を改正する規則の制定について。

可児市心の電話相談室設置規則の一部を改正する規則を次のように制定する。令和2年3月26日提出、可児市教育長 籠橋義朗。

記1. 改正理由、会計年度任用職員への移行に伴う委嘱に係る規定その他事業内容について、規定を整備するもの。

2. 改正内容、第2条、事業の内容について規定を改める。

第3条、委嘱に係る文言を削る。

3. 施行日、令和2年4月1日。

4. 改正文、以下のとおりとなります。

これも前議案と同じように、会計年度任用職員に移行することに伴いまして、第3条の教育委員会が委嘱するというその委嘱の文言を削ってございます。

あと、内容に大きな変更はございません。

- **教育委員（生駒隆昌君）** ただいまの説明に対する御意見、御質問はございますか。  
〔挙手する者なし〕

御意見等もないようですので、この件についても原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ないようですので、原案のとおりとさせていただきます。ありがとうございました。

#### 各課所管事項

- **教育長（籠橋義朗君）** 次に報告事項ということですが、担当課の予定の時間をもう少し後にしてありますので、7番の各課所管事項にいたしますので、よろしく願いいたします。

- **事務局長（額額新吾君）** それでは、今日お手元の机の上に配らせてもらった資料の中に、文部科学省から3月24日付の教育活動の再開等についてという通知があります。

それに入る前に、資料がございませんが、まず市内の感染症の状況について報告をさせていただきます。

今、市内では6人までが確認をされています。まだホームページには4人というふうになっていたんですけれども、6人まで発生が確認されています。

共通する行動としては、合唱団での活動と、あとスポーツジムでの活動というのがありました。それを受けまして、昨日から地区センターなどの貸し館、貸出し、あるいはグラウンドなんかのKYBスタジアムなんかも含めた屋外の施設についても貸出しを4月7日まで中止するというようにしております。状況によってはその延長もあり得ますけれども、併せて、やはり一番言われているのが、換気の悪い密閉した空間で多くの人数が密集して、なおかつ近くで会話をしたり発声をしたりするという、その3つの重なる場所で発生しやすいということでは言われているので、市としては改めて今までも啓発をしてきましたけれども、そういったことを市民の皆さんに改めて注意喚起をしていくということをご予定しているところです。

そんな中で、学校の再開については、先ほどの資料で文科省のほうからガイドラインという形で示されたところです。

めくっていただいて、ページ番号が実は重なっていますけど、3枚目に別添1という資料がございます。この別添1の学校の再開のガイドラインということで、下線にありますようなところが国としての拡大の状況、それからさらに大規模流行につながりかねないという状況の中で動いていくということで、中段あたりに健康管理に関するところで感染症対策、①で基本的な感染症対策の実施ということで、特に感染源を断つということでは、再開後は発熱の状況が見られた子供さんたちは休むと。家庭での検温、それから体調などの確認をしながらやっていくということ。

次の2ページのところには、手洗いとかせきエチケット、これについての意識づけをやっていきますし、2ページの下の方には、子供たちが多く手を触れる場所、ドアノブとか手すりなどの消毒液による清掃とか、そういったこともやっていくということです。

3ページには②として集団感染のリスクへの対応と。先ほど申しました3つの条件が重なるということが感染のリスクを高めているので、それを避けるということで、具体的には4ページの上の段で、学校についても換気を徹底すること。そして、どうしても近距離で話さざるを得ないとか、教室の中に30人とか集まらざるを得ない状況ですので、近距離で会話するような場合にはマスクを使うと、そういったことで対処をしていくということです。

その下、(2)で出席停止等の扱いということで、万一児童・生徒が感染をしたり、それから濃厚接触者になったような場合には、学校保健安全法という法律がありますが、その法に基づいて出席停止の扱いになるということになります。

それから、発熱等の風邪の症状が見られた場合には、自宅で休養してもらうと。その場合は、これも法律に基づいて、出席をしなくてもいい日という形で指導要録上は取り扱うということで、通常の出席とは違うと、今回は特にコロナ対策ということで、風邪で休んでも普通だと欠席になりますけれども、今回は風邪症状でも通常の欠席ではなくて、出席しなくてもいい日ということの取扱いができるようになっているということです。

それから、5ページには、医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒、基礎疾患等がある児童・生徒への対応ということで、これは学校医であったり児童・生徒の主治医と連携して適切に対応するということ。

それから、(4)のところでは、海外から帰国した児童・生徒等ということで、2週間の自宅待機などを求めるといった内容が載っています。

6ページに行きまして、下のほうで心のケア、先ほど生駒委員、丹羽委員がおっしゃったように、やはり心のケアということもしっかりやっていくということ。

それから(6)で、感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別が起こらないようにしていくと。非常に人権教育に対して可見市は一生懸命やっていますけれども、こういったことによる差別等が起こらないようにしていくということも求められています。

7ページには、学習指導に関することということで、臨時休業によって習っていない部分、履修をしていない部分がありますので、そういったことについて、新しい年度等で適切に補っていくというようなことの決めがございます。

それから8ページに行きまして、真ん中あたりで(3)では、やはり各教科等の指導に

において、例えば体育の授業とかそういうのも該当すればと思いますが、工夫をしていくと。3つのリスク要因をできるだけ避けていくということの対策などを取っていきます。

大きい3番として、入学式や修学旅行等の学校行事のことですけれども、入学式、始業式については、感染拡大の防止の対策をして実施することはよろしいと。その他の学校行事についても3つの条件が重ならないように注意していく。修学旅行については、中止ではなくて、延期の扱いというようなことで配慮してほしいといった内容があります。

9ページ、部活動については、これも3つの条件が重ならないように工夫してやる。

学校給食については、学校給食衛生管理基準がございまして、それに基づいて適切に行うということと、子供たちが給食当番をやりますので、健康観察等をしっかりと、体調が悪い子なんかは給食当番を変えるとかということですね。

あとは教職員の服務に関することは、教職員が感染した場合には、病気休暇等で対応するということですね。

それから、10ページでは、放課後児童クラブ等の学校の教室の活用等ということですが、現在もキッズクラブは学校の教室を専用とか兼用で使ってもらっていますが、特に今回密集とかそういうことが感染のリスクを高めていますので、教室や図書室、体育館、校庭等、利用が可能であればそういった活用を進めるといった要請が来ております。

8番のその他については、(3)で就学援助ということで、現在も就学援助を進めておりますが、今回のコロナの関係での家計の急変とかが起きた場合には、そういった人たちを速やかに認定するといったようなことも書いてございます。

12ページには、今御説明したようなものの中で、再開のチェックリストというようなものが示されています。こういったことを学校で確認して、再開へ臨んでいくということで、岐阜県ではこのチェックリストをもう少し整理をして、再開前にやること、再開後にやることと分けた形でのチェックリストを今作っているというような情報を頂いていますので、そういったものも頂いて、しっかりと対応をしていきたいと考えています。

別添2については、今後、再開した後に、やはり感染の拡大とか、児童・生徒、あるいは先生の感染とかが起きた場合の臨時休業等の扱いということを記載してございます。これについては、状況に応じて判断ということになります。ちょっと飛んで後ろに6ページがありまして、フローがありますけれども、ここにありますように、感染者が発生した場合には、例えば出席停止等の対応をしていくということになります。感染者の人数が多いとか、それから学校内で活動の状況とか接触者の多い少ない、様々な状況によって、これは県の衛生担当の部局と相談した上で、出席停止のみなのか、一番下の右側にあるような臨時休業にするのか、そういった判断をしていくということになります。

このあたりについても、岐阜県のほうでQ&Aという形で今後の対応について整理をして、改めて示してもらえることになっていきますので、そういったものも参考にしながら対応していきたいと思っております。

2ページに戻っていただいて、あとは臨時休業というのが起きた場合に、学習指導…

ごめんなさい、3か所2ページがあるので、今の臨時休業のほうの2ページです。学習指導に関する事等について幾つか留意点等が載っています。

それから、3ページでは、教科書の扱い、学校給食休止への対応等々がございますので、3月に臨時休業を行いましたけれども、そこで留意したことと同様な形での対応が4ページ、5ページにわたって記載をしております。これらに従って対応していきたいと考えております。

この再開と臨時休業のガイドラインについては以上でございます。

○ **教育長（笹橋義朗君）** では、続けて。

○ **事務局長（額瀨新吾君）** 3月議会の状況について、続けて。

これは特に資料はございません。口頭での御報告ですけれども、議案としては可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正、こちらの会議でもお諮りしたものですけれども、これは原案どおり可決をされています。

それから予算案、3月の補正予算として校内のLAN整備のもの、それから令和2年度の当初予算は、御説明したとおり、原案どおり可決を頂きました。

あと、一般質問について、教育委員会の関係では、児童・生徒の安全ということで、自転車の安全走行であるとか、スポーツの備品とか設備の点検、安全確保のようなこと、それから、学校における働き方改革であるとか、学校のICTの関係、それからばら教室の拡充の関係、それから不登校児童・生徒への支援といったようなことで、割と盛りだくさんの御質問を頂きました。

あと最後に、教育福祉委員会所管の委員会の報告としては、学校給食費の状況ということで、この会議でも説明させていただきましたが、まず現状を報告して、11年間据置きしてきているので、今のままでは厳しいというようなことを説明させていただいております。以上です。

○ **教育総務課長（石原雅行君）** お手元に令和2年度の各種行事予定表ということで、教育委員さんに御出席いただくものをお配りさせていただきましたので、また時間のあるときに見ておいていただければと思います。

あと、例年お配りさせていただいております教育委員さんの充て職ということで、順番に基づきまして、また名簿のほうを作らせていただいておりますので、またこちらも確認をしておいていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○ **学校教育課長（奥村恒也君）** お願いします。

コロナウイルス関連につきましては、今し方事務局長のほうからもお話をさせていただいたところでございます。

卒業式が小学校、それから中学校で行いました。今、教育委員の皆さん方からもその時の様子についてのお話をいただいたところですが、学校長のほうからも、規模を縮小しての開催であったけれども、その中で何とかいい卒業式にできたのではないかなというお話をもらいました。なかなか子供たちにとって、これまでと同じような内容での式典ではなかったわけですが、その中で学校の職員等もいろいろと子供たちの心に残るような卒業式をつくりたいということで、いろいろと努力をして、子供たちにとって思い出に残るような卒業式にしてもらえていたんではないかなというふうに

思っております。

それから、入学式につきましては、今、学校再開に向けてのガイドラインの説明もありましたけれども、今のところ、今日の新聞のほうにも発表をされていましたが、4月7日に実施の予定ではあります。ただ、今後の状況がめまぐるしく今変わってきている状況ですので、その状況を見ながら、県の教育委員会のほうと相談をしながら、連携を取りながら対応については協議を進めていきたいというふうには考えているところでございます。

取りあえず、コロナウイルス関連については以上になります。

それから、人事異動に関わりましては、23日に各校長から各異動対象の先生方への個人内示と、それから校内における校内内示を行いました。その後、いろいろな人事異動に関わる諸問題はおかげさまで生じてきておりません。ありがたいと思っておりますが、ただ、やはり校長と職員との個人面談ですが、そうしたことがまだまだきちとなされていないようなところがあって、自分の異動について、あれっと思われた方も中にはいらっしゃるような話もありますが、各学校長のほうには、異動に関しての該当者の懇談というのは十分に行うようにということは、再三校長会を通して依頼をしておりますので、今後についても早い段階から個人面談を通じながら、そうしたことについてもきちと双方で共通理解を図りながら、丁寧に進めていけるような人事異動に向けての動きというものをつくっていけるように、また教育委員会としても指導を行っていかなければならないなということは思っているところでございます。以上になります。

- **教育研究所主任指導主事（堀田 誠君）** まず、お手元の資料ですが、体験学習予算案という資料を御覧ください。

令和2年度の小・中学校の体験学習推進事業に関わる予算査定についての資料を机上に置かせていただきました。

昨年度どおり、事務局のほうで査定をし、この場で確認をしていただくという方法を取らせていただきます。

各学校から企画書と予算書を提出していただき、資料に示した観点を基に事務局で査定し、予算案を作成しました。資料にも載せましたが、来年度の予算が2年続けて80万円減となり、単純計算で1校当たり5万円、6%の減額となります。予算が減った中、配当予算が大きく変わることは、活動の実施に関わってきますので、その点を配慮する形で査定しました。

小学校では、野菜や花の栽培、稲作などに年間を通して取り組み、収穫したものを味わう計画的、継続的な取組を計画しています。また、そういった体験的な活動の講師に地域の人材を積極的に活用していることも特徴でした。

中学校では、小学校のような活動を計画することは難しく、宿泊研修の体験活動や職場体験活動が主な内容となっています。

西可児中学校、東可児中学校では、伝統文化体験、広陵中学校では栽培活動を取り入れていることが特徴的でした。

予算、計画の段階で学校の整備費等で処理すべきものではないか、体験学習の狙いに即した使い道になっているかといったことについては気になる箇所がありましたので、予算の使い方として再度確認し、考えていただくよう各学校に話をしていきます。

続いてですが、お手元に令和元年度の教育評価のまとめという冊子があるので御覧ください。

今年度の学校評価のまとめをしました。

まず、表紙をめくっていただいて、いろいろと赤であったりとか線がありますが、今年度ですが、評価する項目についてちょっと見直しをしました。今に合わせた文言にしたことと、それと新たに付け加えたものとしては、いじめに関する質問事項を用意しました。

また1枚めくっていただきますと、小・中学校、市の全部の教育評価のまとめが載っています。この中で、例年と大きくは正直言って数値は変わらないです。ちょっと項目が変わったので、若干低くなったり高くなっている質問もありますが、やはり特徴的なのは、学校が校長を基にして組織的に様々な活動が行われていること。それから、カウンセラー等を利用して教育相談体制が充実してきたこと。それから、個のニーズに応じて個に寄り添う市の方針の表れが数値として、そういった数値が非常に高いなというふうに感じられます。学力学習状況調査では、いわゆるキャリア教育が今後課題だなど、これはやはり先生方も自分たちの課題としていい評価がつけられていないので、課題として上げられていることも一致しているかなと思います。

後ろのほうですが、各詳細の資料等を載せておきましたので、こちらのほうも御覧ください。

続いて、もう一つの冊子になっている資料を御覧ください。

学校2学期制のアンケートというものです。

今年度も昨年度同様に、学校2学期制のアンケートを2月に取りました。去年との比較をして、昨年度から始まった学校2学期制について検証していきたいなあという思いで、全職員、それから児童・生徒、保護者は特定の学年のクラスを抽出して、昨年度同様に行いました。その結果です。

一番上は、総括という形でまとめましたので、こちらのほうを参考に説明させていただきます。

まず教職員です。教職員の時間外勤務の減少につながりましたかというアンケートに対しては、その結果ですが、多くの先生方が「減った」という部分に回答しています。特に今年度は中学校が多く感じられているのが特徴的です。2年目になり、先生方がセルフマネジメントがだんだんできるようになってきたところが、この現象に大きくつながっているんじゃないかなと思います。

2点目ですが、教職員は昨年度2学期制のよさを感じるようになったという部分ですが、「感じる」「やや感じる」というところですが、特に中学校の先生が19.2%昨年度より感じるようになったというふうに上げられました。この結果の検証ですが、①学校が2学期制に合わせた行事や業務の精選を今年度はかなり行ったということが一つ上げられます。

それから2点目ですが、中学校の先生が非常に多く感じるようになった背景として、やはり部活動指導の負担がかなり今年は軽減されたところが、先生方がよさを感じるようになったというふうにもつながっているかなと思います。

今度は児童・生徒、保護者です。



児童・生徒、保護者は、学校2学期制のよさを少しずつ感じるようになったんですが、これについては昨年度と比べて、児童・生徒は7.2%、保護者も7.2%「感じる」「やや感じる」というプラスの回答です。大きくではないですが、昨年度より少しずつですが感じるようになってきたんじゃないかなと思います。

その中で、一番興味を引く資料ですが、表4を御覧ください。

この質問は、一つの学期が長くなることで、ゆとりをもって学校生活を送れるようになったかという児童・生徒に対しての質問です。この中で、全体では14.0%プラスですが、小学校が0.5、それに比べて中学校が37.8%もゆとりをもって生活できるようになったと回答しています。ここから言えることですが、先ほど中学校の先生が大分ゆとりが生まれるようになってきたということですが、教職員のゆとりがやはり児童・生徒のゆとりに関連しているんじゃないかなというふうにここから言えます。ゆとりを持った時間が、子供、生徒のほうに向き合えた一つの結果ではなかったかなというふうに、学校2学期制度は総括できるんじゃないかなと思います。

今後の方向としては、さらなる教育課程編成の創意工夫、そしてこういったゆとりの時間を子供に向き合うということをしていきたい、さらに教職員一人一人がマネジメント力をつけていくことが今後の課題だなというふうに考えられます。

長くなりましたが、後ろのほうですが、各学校のものをいろいろと集計したもの、それぞれ保護者やお子さんの一人一人の意見を全部ここの中に載せておきましたので、また時間があるときにお読みください。以上です。

- **学校給食センター所長（玉野貴裕君）** この3月をもちましてPFI事業が終了いたします。あと1週間ないというところですが、昨日引渡しのための最終の事業者との面会、それから現場の確認会を行いました。おおむね大きな工事というのは昨年の冬休みとか夏休みの間に終わっておりますので、細かな壁の汚れであったりとか配管のさび、そういったものの指摘事項はさせていただいたところではあります。おおむねこの状態で引渡しを受けるということで確認をさせていただいたところがございます。

あわせて、4月から受託をします株式会社東洋食品につきましても、4月8日から給食を始めるわけですが、それについての準備をそれに合わせてやっていただいておりますというふうな中で、スムーズに引継ぎをして給食がスタートできるようにというふうなことで、調理員の方の再雇用とか、そういったものも含めて、移籍採用も含めて、今引継ぎの最終的な調整をしておるところで、4月を迎えたいなというふうに思っているところがございます。以上です。

- **教育長（籠橋義朗君）** 説明は以上です。

それぞれの質問はちょっと飛ばして、後にさせていただくことにして、報告事項の令和2年度のキッズクラブの入室申込み状況についての説明と御質問等に行きたいと思いますので、よろしく申し上げます。

- **こども課長（河地直樹君）** よろしくお願いたします。

それでは、A4・1枚、縦の資料を出させていただきますので、それに基づいて説明させていただきます。

令和2年度のキッズクラブの入室申請状況ということで報告させていただきます。

表に基づいて説明させていただきますが、まず1番、キッズクラブ申請児童数の推移ということです。

これは2月1日時点の数字になっておりますけれども、放課後から夏休みも含めて通年というふうに呼んでおりますけれども、そちらのほうが真ん中の四角の点線になりますけれども、1,001人ということで、前年比58人のプラスということになっております。それから長期、夏休みとか春休み、冬休みの利用を申請された方が、下の三角の点線ですけれども、334人ということで、プラス4人ということになっております。通年、長期を合わせまして、合計で62人と一番上にありますけれども、入室申請が昨年よりも増えているような状況でございます。

2番のキッズクラブの入室調整の状況です。

入室の申込みのほうは、低学年のほうがやはり授業が早く終わりますし、家で一人で過ごすことがなかなか難しいということで、低学年を優先的に申込みを受け付けております。11月に低学年の申込みを行いまして、まず入室決定をさせていただいております。その後、1月に高学年の申込みを受け付けて、入室調整をしているような状況でございます。

入室需要の高い低学年、4年生も含めてですけれども、4年生までは全員入室をしていただくことができっております。ただし、低学年の利用申請が増えておまして、先ほどプラス58人というふうに申し上げましたけれども、低学年の利用申請がプラス51人ということで、低学年が大幅に利用申請が増えているというような状況でございます。

それから、通年の申請者の一部に対して、長期への振替を依頼しております。定員の通年は放課後が入れない方については、長期だけでも入っていただくということで、長期に振替とかいうことをさせていただいております。

それから、待機児童のほうですけれども、下の表にもありますが、通年で3校、長期で5校の入室待機が出ております。こちらのほうは5・6年生ということになっておりますけれども、下の表にありますように、通年で今渡北小で5年生、人数は1人になります。それから春里小の5年生が1人、それから広見小の5年生が7人というようになっております。長期のほうにつきましては、今渡北小の5年生が4人、今渡南小の6年生が2人、土田小の5年生が4人、帷子小の5年生が7人、春里小の5年生が3人という状況になっております。待機児童数は計29名という状況になっております。

それから、入室申込みが増えておりますので、教室確保については教育委員会及び学校と協議を今進めているような状況でございます。

あと、下の表ですけれども、不許可というのがございまして、こちらのほうは就労で子供が帰るときに保護者がいないということで、入室のほうを審査しておりますので、そこから外れる方については不許可ということにさせていただいております。その方は23名あるということでございます。

3番、キッズクラブの主な施設整備と受入れについてということでございます。

1つ目が、土田小キッズ専用施設を新築工事ということで、土田小学校のほうは児童数が増加しておまして、それに伴いキッズクラブのほうも利用数も増えるということで、校庭の南側に現在のキッズクラブがございまして、その隣に新しい専用施設を建設するよう令和2年予算を計上しております。

それから、下の今渡北小、帷子、広見小で、こちらのほうも児童数、入室児童数が増えておりますので、学校教室の借用について学校と調整しているような状況でございます。

説明のほうは以上です。よろしく申し上げます。

○ **教育長（笹橋義朗君）** では、こども課の説明に対する御質問、御意見をお願いしたいと思います。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** キッズクラブは、今回、休校に当たって本当に迅速な対応をしてもらって、子供たちがいろいろお世話になってありがとうございます。急な話で職員の皆さんを確保するのも大変だったと思いますけど、今、子供たちがキッズクラブに通ったりして、就労が確保できておるといふ部分はありますので、本当にありがたいと思っております。

そういう中で、通常のキッズクラブの入室がどんどん増えているという状況は、やはりこの何年か変わらずにということで、今年度も51人増加ということですが、土田小のキッズを新築工事したり、今渡北、帷子、広見で新たに学校教室の併用をとというようなことをお考えになっておるようですが、そういうこともやっぱり念頭に入れていかなきゃいけないというふうに考えております。

あと、この間、広見小学校のほうへは御無理を言って、広見小学校のキッズクラブを一部昼間に空いているときに少し相談室のような形で使わせていただけないかというようなお話もさせていただいて、使わせていただいております。ですので、やはりこういった状況でありますので、教育委員会、こども課といういろんな立場があるとは思いますが、その都度、空いている教室があったら使っていただくとか、できるだけ子供たちの環境が悪くならないような方向性でできたらなというふうに思います。今回の休校というような措置もありましたので、いろんなイレギュラーなこともあるとは思いますが、これからはまたより一層協力してやっていただけるようになると思います。

ただ、5年生とか6年生というような話になってくると、やはりそこまで待機になっている29名の方、これも全部受け入れるということになると、なかなかハードルが高いと思いますので、まずは低学年、1年生から4年生までの子供たちを手厚く預かっているように、キッズクラブの環境をつくるのが一番大事だと思いますので、教育委員会としても協力できる部分は協力させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ **こども課長（河地直樹君）** ありがとうございます。

この前の3月2日からの臨時休校は、木曜日に発表があつて、月曜日から休校になるということで、実質1日しかなかったですけれども、こども課の職員が土・日も出てきて、指導員に全員電話をかけて、出られる職員を確保して、市内6校につきましては指導員の確保の状況が全て整わなかったものですから、一部のお子さんを学校のほうに預かっていたらということで、一部のお子さんは学校に行きながら、一部のお子さんはキッズクラブでお預かりするというところでスタートさせていただきました。学校さんのほうのスクールサポーターさんとか配膳員さんがキッズのほうで働いていただけるという申出もありましたので、そういう体制が進んで、1週間後にはキッズで利用

されるお子さん全て、キッズクラブで受入れすることができるようになりました。そうやって学校さんと協力しながら、大きな波を乗り越えることができたかなあというふうに思っております。

また、入室のお申込みのほうですけれども、やはり待機児童が出ているところがありますけれども、濃淡がありまして、これが今北、今南、土田、帷子、広見ですけれども、やはり入室申込みのほうも濃淡がありまして、今待機が出ているところが増えているということでございます。ほかの学校については、児童数が減少していますので、入室のお申込みは実際は上がっているんですけれども、全体としては現状維持からちょっと減っている状況でございます。

この増えているところにつきましては、学校さんもいろいろ理解を頂いて、特別教室を3時までは学校は使うけど、3時以降だったら使っていないよとか、そうやって兼用という形でいろいろ協力していただいていますので、キッズで学校をお借りしながら、先ほど生駒委員さんが言われましたように、キッズの教室も使えるときは学校で使っただくというようなことで、それぞれ使えるように協力しながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ **教育長（籠橋義朗君）** ほかはよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

キッズクラブについては、学校が休校しているにもかかわらずキッズクラブを開けて、なお危険になるという意見もありながら、キッズクラブは今本当に大変なことだろうなと思って、本当に頭が下がります。ありがとうございます。気を遣わなあかんし、出ちゃいけないし、相手は子供だしというところで、今のところ何事もなく済んでいるようなので、本当にありがとうございます。ここでお礼を言っておきます。

では、ほかはよかったですでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

そうしたら、こども課の件については、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

そうしたら、各課報告について、改めて御意見、御質問はございますでしょうか。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** まず、事務局長のほうに、今回コロナウイルスということで、可児市でも発生しておるということですが、県のほうの対応を見ておると、クラスターという言葉もちらほら出てきている状況で、本日の新聞発表で通常どおりというお話で新聞に載っておりましたが、やはりクラスターで発生したということになると、またその状況についてはまだこれから変わるおそれがあるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○ **事務局長（瀬瀬新吾君）** 可能性があるというような表現だったかなと思います。やはり今おっしゃったように、今後の展開によっては、今の方針を変更することはあり得ると思います。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** それということになると、やはりまたさらに今度は休校というのか、何と言うのかちょっと扱いは別としても、春休みを延ばすという言い方なのか、そこはちょっと分かりませんが、そういった形になる可能性もあるという認識でいいです。

- **事務局長（瀨瀬新吾君）** 春休みの延長ではなくて、春休みが終わった後は、休業であれば臨時休業という扱いになってまいります。
- **教育長（笹橋義朗君）** これも国からの資料の後ろから3枚目の四角の中の「感染状況が拡大傾向にある地域では」のところに、可児市は今該当しかけているんですね。それこそこの会議に入る直前に県教委のほうから電話がありまして、可児市さんはどうしてみえますかというふうなことで、私としてはまずは文科省の言う基準を守ろうと思っけていますけれども、休業に近づいてきていることは自覚しているので、今後、県教員、県教委は県の衛生の部門の意見を聞きながら、県知事が要請する場合もあるかもしれないということも想定しながら、今月いっぱいぐらいにはどっちか決めなきゃいけないのかなということになりますので、今微妙な時期にあるということを御自覚いただいて、何とか入学式は行いたいなどは思うんですが、全体の学校については、昨日新聞にやりますと載ったんですけど、急遽変わるかもしれません。
- **教育委員（生駒隆昌君）** ああいう新聞で発表があると、やはり保護者の皆さんもそうなんじゃないかなというようなことは思っけてみえると思うんですが、やはり一番は子供たちの安全ということを考えるならば、この状況がしばらく続くようであれば、やはり休校ということも念頭に置いて考えなきゃいけないですし、先ほどこども課さんは退出されましたが、そういった部分では、今後キッズクラブということも継続していただかなきゃいけない部分もありますし、さらに長期化するということになると、先ほども言いましたけど、子供たちのケア、もちろん保護者たちの精神的な部分とか経済的な部分にも関わってくることで、やはり学校としても4月からのことですので、少し受入れ体制というものを、クラスターが発生するという前提という言い方はよくないですけど、そういう場合も考えて、少し新しい施策というか、どうしたら子供たちを安全に預かれるかということも、なってからではなく、今から考えていく必要があるのかなというふうに思いますので、また学校教育課長にはその辺も含めて学校の在り方、学校での預かり方という言い方はよくないとは思っけてますが、そういった部分も、これだけ長期化になってくると、いろんな事案も発生すると思っけてるので、少し考えていただかなきゃいけないかなというふうに思います。もちろん教育委員会で協議しなきゃいけない問題ではあると思っけてますが、よろしくお願ひしたいと思っけてます。
- **教育長（笹橋義朗君）** 仮定の話をするといけないけど、学校教育課長、この4月からなった場合、授業でやらないところをどういうふうに回復していくかということが考えられる方策ってあるのかな。
- **学校教育課長（奥村恒也君）** トータルとして授業がどれだけ休業を延長することによって削られるかということと、その内容がどれだけになるのか。それから、もう既に3月いっぱいの学習内容がまだ未指導の部分というのがございます。そうしたことをトータルしたときに、実際にどれぐらいの時間数が不足してくるのかということは精査する必要があると思っけてます。その上で、一つの方法としては、例えば夏季休業を短くして、そこで補充に充てるというような判断もどこかでは必要になってくるかなあということも考えていかなくてはいけないと思っけてます。
- **教育長（笹橋義朗君）** 土曜日を開けるとか。

- **学校教育課長（奥村恒也君）** 土曜日を行うとか。ガイドラインのほうにもそれは指示が出ておりますので、それにのっかって時間数の確保というものを考えていく必要があるというふうに思います。
- **教育長（籠橋義朗君）** まだ確定ではないですけど、そういうことも想定。
- **教育委員（丹羽千明君）** 既にもう二十何日分足りないという実態なんで、ほかっておけないですよ。
- **教育委員（小栗照代君）** 土曜日なんかはそれぞれ毎週なんですけど、じゃあ夏休みに詰め込んでということではなくて、今何かできることを子供たちにぜひ提供していただいて、家庭でやることをやらせていただけるといいのかなと思います。
- **教育長（籠橋義朗君）** 私もそう思っていましたけど、家庭学習というのは、指導したことにはならない。自主勉強は授業をしたという……。
- **学校教育課長（奥村恒也君）** それは教育課程の中で行った授業時数と内容にはカウントはされませんので。個に応じてというのもありましたけれども、一斉でじゃあそこのところの学習を済ませたということには解釈されませんので。
- **教育長（籠橋義朗君）** されませんか。ということは、やっぱり学校でやらないと。
- **教育委員（小栗照代君）** ちゃんとやる御家庭はいいかもしれないですけども、家に保護者の方がいなくて、じゃあ何をやるかといったら、ゲームをやったりとか漫画を読んだりとかという生活になっている、その生活をきちんとさせるためにも何かね。例えば、オンラインで何か提供とか、そういうようなことは考えられると思いますけど。
- **学校教育課長（奥村恒也君）** 今頂いた御意見のように、いろいろと県のほうも、それから国のほうもそうしたホームページがございまして、そこへつなげば、子供たちがそこにあるコンテンツを使って学習を進めることができるというサイトがございまして、それについては教育委員会のほうから各学校を通じて保護者のほうへ今お知らせはしてございます。もう一つ、可児市のほうは、富士電機さんと提携をして、家庭学習が学校でもできるし、それをうちでもできるというオンラインで学習環境を整えてありますので、子供たちが自分のIDを持っているうちでアクセスすれば、それを使っての学習もできるというような環境は整っております。  
もし、休業が必要であるということになれば、そうしたことをさらにきちっと伝えていくことと、家庭学習用の学習プリントですとか、あるいは子供たちが自主的に学習できるような準備というものは、学校のほうから随時提供しながら進めていけるようにしたいというか、していく必要があるというふうには考えております。
- **教育委員（小栗照代君）** ちょうどうちの息子が昨日大学へ行かなきゃいけないくて、行って来たんですけども、そうしたらどうもオンラインの授業に4月からしばらくはなるというような話をしてきたもんですから、そういうことは小・中学校でも可能なのかなと思ったんですけど、この先どうなるか分かりませんがね。
- **学校教育課長（奥村恒也君）** オンラインの授業はできないんです、残念ながら。ですので、子供たちがそういうコンテンツを使って学習を自分たちで主体的に行うという環境までですね、自主学習までの環境になります。
- **教育委員（丹羽千明君）** 先ほどの出席停止と臨時休校なんですけれども、都道府

県等の衛生所管部局と十分相談の上ということなんですけど、最終的な判断というのは可児市の教育委員会でそれは決めるという。

- **事務局長（額瀨新吾君）** 臨時休業については、設置者である可児市教育委員会が決めることになります。
- **教育委員（丹羽千明君）** その日にちの期日というのは。
- **事務局長（額瀨新吾君）** そういうのも設置者が決めます。
- **教育委員（丹羽千明君）** 県の教育委員会からの指導とかそういうのも聞きながらということ。
- **事務局長（額瀨新吾君）** そうですね。そういった助言なんかも頂きながらということになると思います。
- **教育委員（丹羽千明君）** 前例がほかにないわけですので、今日本では全部一応始めようかというときに、それを判断するというのは大変。
- **教育長（籠橋義朗君）** 今の休業も全て要請のものということで、首相の要請ということで、休業するのは各設置者、可児市ですね。
- **教育委員（丹羽千明君）** あと、手洗いがすごく大事だということで、石けんで手洗いしているんですかね。消毒液とかマスクとか、マスクは自分で持ってくるというのが基本だと思うんですが、持ってきていない子とか、不衛生な子とか、そういうことに対応はできていないんですかね。
- **学校教育課長（奥村恒也君）** 今のマスクの問題も、それからアルコール消毒液等の確保についても、今ちょっと課題があるわけですけども、マスクについては、学校にある程度のストックはございます。その量は学校によって違いがありますけれども、そうしたものを当面の間といいますか、多少の期間は対応はマスクについては可能ですけれども、ただ、これが長引くというような状況になれば、当然不足してまいりますし、今それぞれ家庭でもマスクが手に入らない状況になってきていますので、家庭のほうへは学校再開に向けてマスクの準備をお願いしますというアナウンスはさせていただきますと同時に、手作りのマスクですね。最近、ニュースでも触れられていたりとか、いろんなサイトのほうにも手作りの仕方が載っていたりしておりますので、そうしたことを参考にしながら、何とか御家庭で協力をしていただいて、子供たちへのマスクが確保できるようにというお願いはしていきたいと思っております。ただ、家庭によっていろいろございますので、どうしてもそれが困難な子供たちには、当面の間は学校のマスクを提供することになっていくと思っております。  
また、消毒液につきましては、中学校の卒業式か小学校の卒業式に間に合うように、18リットルー斗缶を各学校には配ってございます。ただ、今後これも給食再開等になれば、すぐに不足をしてくるのが予想されますので、何とか供給できるように手配しつつ、最低限確保できるようにしていく予定ではございます。
- **教育委員（丹羽千明君）** ありがとうございます。
- **教育委員（生駒隆昌君）** 今、休校というような話が出ておりますが、現実的にはこの状況が続く場合は、いつ頃教育委員会としてはこれを決断する時期になりますかね。
- **教育長（籠橋義朗君）** じゃあ、私から。

いろいろ選択があつて、県とも協議をしながらやっていますので、その中で県の衛生局のほうに相談の上で、どれだけ休業しましょうということが要請されてくるかもしれない、県知事から来たら、そのときにそれに従う。それが一番今可能性が高いと思いますけれども、可児市が自主的にやるとしたら、もうデッドラインは今月中ということにしないと、それぞれの準備ができないし、アナウンスもできないので、その辺かなという今思ひはあります。

昨日とか今日とかおとといとか出てきていますので、その状況がまだまだ出てくるようだったら、もうということですし、ここで止まったら、さあ、どうしようかという判断があるので、今本当に動いている最中ということですね。

局長、よかったかね、そういう形で。

○ 事務局長（額瀨新吾君） はい。

あと本日、先ほどもニュース等では2名ほどまた増えたわけじゃないですか。県としてもクラスターではないのかというようなこととお話はしてみえるので、今の新学期が始まるし、いろんな新しい時期なので、準備等があるので、やはり保護者、子供たちに向けて発信するのも、今月がやっぱりデッドラインかなというようなことは認識しておりますので、そのときには先ほど言ったみたいに、キッズクラブの対応、家庭内の学習の対応、あと今後のことも含めて、ある程度の準備のほうは教育委員会の中でやっていかなきゃいけないのかなというふうに思いますので、あと数日しかありませんが、その中で、なければそんないことはないと思っておりますので、万が一ということも考えて対応していただくように、各所管のほうにお願いするしかないかなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 教育長（籠橋義朗君） 可児市で決めるということになれば、教育委員会ということなので、といつても集まっていただく時間的余裕はないと思うので、そのときは教育長専決ということで、もちろん連絡はさせていただきますけれども、一任いただきたいなというふうに思いますので、よろしく。今のうちに言っておかないと。

○ 教育委員（生駒隆昌君） もちろんそれで十分だと思います。今ここで言えるべき意見は言わせていただいて、それへの対策は取っていただける中の方策でしたら、十分問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 教育長（籠橋義朗君） ほかはよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

そうしたら、また全体的なことであれば、終了後にまた時間を取りますので、これで各課所管事項は終了したいと思います。

委員からの提案協議事項についてですが、皆さん、何かございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、ないようですので、次、その他、次回の日程等をお願いします。

○ 教育総務課長（石原雅行君） 次回ですが、先月決めていただきました4月20日月曜日、午前9時からでよろしくお願ひいたします。4階の3の会議室になります5月ですが、18日月曜日はいかがでしょう。

〔「はい」の声あり〕

○ 教育長（籠橋義朗君） よかったですか。



5月18日、9時からということで予定を入れたと思います。

- 教育委員（生駒隆昌君） 午前中ですか。
- 教育総務課長（石原雅行君） 午前中、月曜日です。
- 教育委員（生駒隆昌君） 終わりますか。
- 教育総務課長（石原雅行君） 終わります。
- 教育長（笹橋義朗君） それでは、3時50分から再開したいと思いますので、休憩を取らせていただきます。お願いします。

（学校給食センター所長、こども課長退席）

休憩 午後3時38分

再開 午後3時50分

- 教育長（笹橋義朗君） それでは、ちょっと時間を過ぎましたが、再開をいたします。

（以下非公開）

（以上非公開）

#### 閉会の宣告

- 教育長（笹橋義朗君） 以上で教育委員会会議については閉会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時57分